**大阪府国民健康保険運営方針に掲げる「別に定める基準(一部負担金の減免及び徴収猶予)」の改定について**

国における制度見直しに伴い、大阪府国民健康保険運営方針に掲げる「別に定める基準」について、次のとおり改定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改定箇所 | 改定内容(概要) | 改定理由 |
| 2．一部負担金のの減免及び徴収猶予（１）減免第二項 | 世帯収入の減少に係る基準について、生活保護基準の「110％」とあるのを段階的に変更するよう改める。・平成30年10月から　990 / 885・平成31年10月から　990 / 870・平成32年10月から　1,155 / 1,000 | 生活保護基準が平成30年10月から32年にかけて段階的に引き下げられることに伴い、「生活保護費が減額となる場合には、見直しの影響を受ける制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とすること。」（平成30年1月19日（金）閣僚懇談会　厚生労働大臣発言）とされ、平成31年2月1日付け保発0201第6号、厚生労働省保険局長通知（以下「局長通知」という。）及び平成30年11月1日付け保国発1101第1号、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知のとおり、国の減免基準の段階的な引き上げと財政支援の実施が図られることとなったため、大阪府の統一基準についても同様に段階的な引き上げを行い、減免額について交付金の対象とする。 |

改定期日について　：　本改定の期日前であっても、平成30年11月1日付け保国発1101第1号、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、平成30年10月以降に改定後の基準で実施された一部負担金の減免等は、保険給付費等交付金（普通交付金）の交付対象となります。

大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」新旧対照表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| １　保険料の減免（略）２　一部負担金の減免及び徴収猶予（１）減免保険者は、次のいずれかに該当する世帯であって、必要があると認めるときは、その申請により、一部負担金の支払若しくは納付を免除することができる。一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、１箇月単位の更新制で３箇月までを標準とする。ただし、必要に応じ、６箇月まで延期することができる。一　 （略）二 次に掲げる事由等により、世帯収入が著しく減少したとき（下表左欄のそれぞれの対象期間における世帯収入見込みが生活保護基準に下表右欄の値を乗じた額以下であり、かつ、申請時点での預貯金の額が生活保護基準に下表右欄の値を乗じた額の３箇月分以下であること）。① 事業又は業務の休廃止、失業② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁③ 世帯主（主たる生計維持者を含む）の死亡、入院、傷病

|  |  |
| --- | --- |
| 対象期間 | 減免基準 |
| 平成30年9月30日まで | 11 / 10 |
| 平成30年10月1日から平成31年9月30日まで | 990 / 885 |
| 平成31年10月1日から平成32年9月30日まで | 990 / 870 |
| 平成32年10月1日以降 | 1,155 / 1,000 |

（以下　略） | １　保険料の減免（略）２　一部負担金の減免及び徴収猶予（１）減免保険者は、次のいずれかに該当する世帯であって、必要があると認めるときは、その申請により、一部負担金の支払若しくは納付を免除することができる。一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、１箇月単位の更新制で３箇月までを標準とする。ただし、必要に応じ、６箇月まで延期することができる。一　（略）。二 次に掲げる事由等により、世帯収入が著しく減少したとき（世帯収入見込みが生活保護基準の110％以下であり、かつ、申請時点での預貯金の額が生活保護基準に 110％を乗じた額の３箇月分以下であること）。① 事業又は業務の休廃止、失業② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁③ 世帯主（主たる生計維持者を含む）の死亡、入院、傷病（以下略） | （追加）（変更）（変更）（追加） |